

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月30日
【会社名】	エステー株式会社
【英訳名】	S.T.CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 鈴木 貴子
【本店の所在の場所】	東京都新宿区下落合一丁目4番10号
【電話番号】	(03)3367局6111(代表)
【事務連絡者氏名】	人事・総務グループマネージャー 馬場 和久
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区下落合一丁目4番10号
【電話番号】	(03)3367局6111(代表)
【事務連絡者氏名】	人事・総務グループマネージャー 馬場 和久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 230,340,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	220,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年4月30日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	220,000株	230,340,000	
一般募集			
計（総発行株式）	220,000株	230,340,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,047		100株	平成27年5月26日（火）		平成27年5月26日（火）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
エステー株式会社	東京都新宿区下落合一丁目4番10号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 高田馬場支店	東京都新宿区高田馬場三丁目3番6号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
230,340,000		230,340,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額230,340,000円については、消臭芳香剤や防虫剤を生産している埼玉工場（埼玉県本庄市）で進めている工場棟新築工事（9月末稼働予定）の代金の一部に充当する計画であります。支払いは平成27年5月26日以降、平成27年12月までに行う予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ棟
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

(注) 当社とみずほ信託銀行株式会社で信託契約を締結いたしますが、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し資産管理サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となり金銭を信託する相手先となりますので、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を割当予定先として記載しております。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成27年4月30日現在のものです。

株式給付信託（BBT）（以下「BBT」といいます。）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約（以下「BBT契約」といいます。）に基づいて設定される信託を「BBT信託」といいます。

BBTは、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の取締役に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下BBTの内容を記載します。

(1) 概要

BBTは、予め当社が定めた執行役株式給付規程に基づき、当社執行役に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、執行役に業績達成度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。当社執行役が当社株式の給付を受ける時期は原則として執行役の退任時となります。当社執行役に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。なお、3年ごとに将来3年分の給付予定株式数を計算し、必要があれば追加信託を行うこととします。BBTの導入により、執行役に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

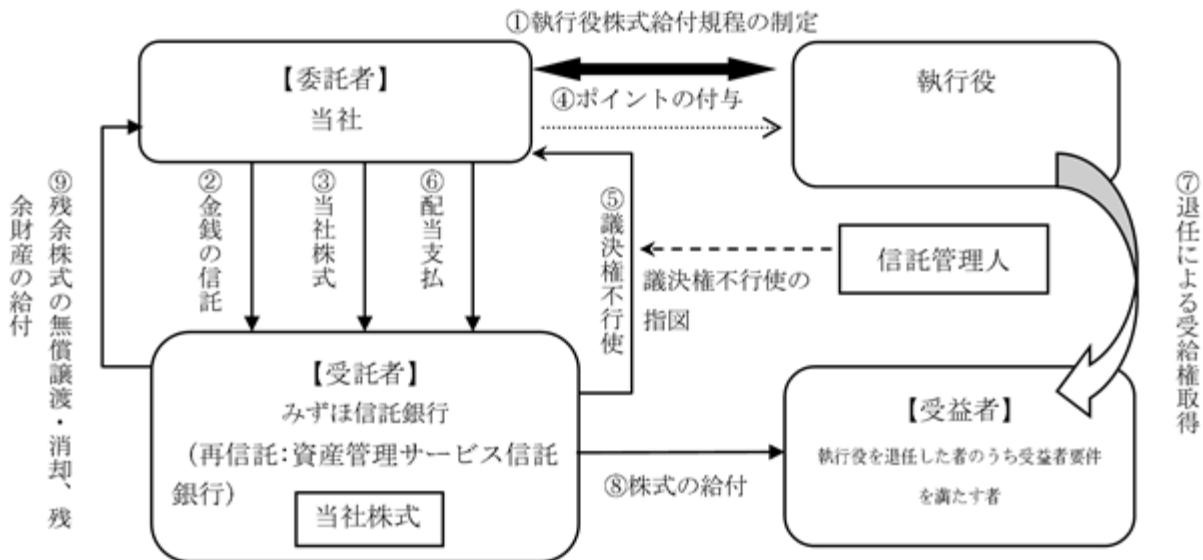
当社は、執行役株式給付規程に基づき、執行役に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社の再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、執行役株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

BBTは議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる不行使指図に従い一律不行使とします。信託管理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、BBT契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者である弁護士が就任します。

(2) 受益者の範囲

執行役株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

< 株式給付信託（BBT）の概要 >



当社は、報酬委員会において本制度の導入の決議を行い、取締役会において本制度に係る自己株式の処分を決議します。本制度の導入に関して執行役報酬に係る「執行役株式給付規程」を制定します。

当社は、の報酬委員会および取締役会の決議に基づき金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「BBT信託」といいます。）。

BBT信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「執行役株式給付規程」に基づき執行役にポイントを付与します。

BBT信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、BBT信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

BBT信託内の当社株式に対して配当がなされます。

BBT信託は、執行役を退任した者のうち執行役株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して受給権が発生します。

BBT信託は、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

BBT信託の終了時に受益者に給付されるべき株式が受益者に交付された後、信託内に残存する当社株式は全て当社に無償で譲渡され、消却される予定です。また、信託内に信託報酬の充当分を超える財産が残るようであれば、報酬委員会の決議により各受給予定執行役にそれぞれの保有するポイントに応じて按分して分配するなどの措置がなされる予定です。

株式給付信託（J-ESOP）（以下「J-ESOP」といいます。）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約（以下「J-ESOP契約」といいます。）に基づいて設定される信託を「J-ESOP信託」といいます。

J-ESOPは、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下J-ESOPの内容を記載します。

(1) 概要

J - E S O Pは、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し、毎年利益に関して一定の条件を満たした場合の利益水準に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。なお、3年ごとに将来3年分の給付予定株式数を計算し、必要があれば追加信託を行うこととします。J - E S O Pの導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

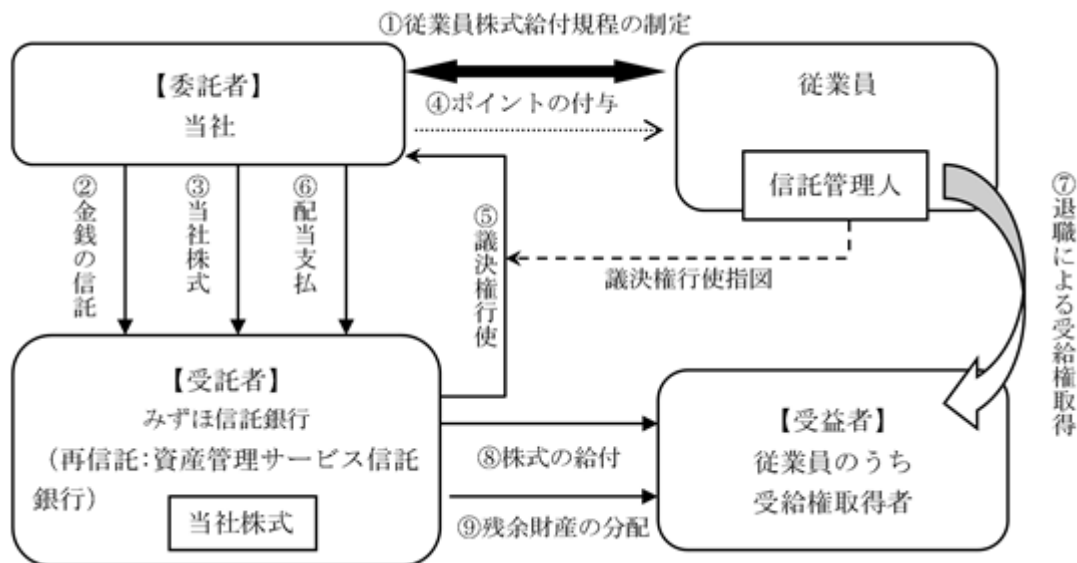
当社は、「従業員株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社の再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

J - E S O Pは議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、J - E S O P契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任します。

(2) 受益者の範囲

従業員株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

< 株式給付信託（J - E S O P）の概要 >



当社は、本制度の導入に際し、従業員株式給付規程を制定します。

当社は、従業員株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託します。信託銀行は、で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、従業員株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。

信託銀行は、信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

J - E S O P信託内の当社株式に対して配当がなされます。

退職した従業員のうち従業員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して受給権が発生します。

J - E S O P信託は、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

J - E S O P信託の終了時に受益者に給付されるべき信託財産が受益者に交付された後、残存する信託財産はポイントを保有する従業員にポイント持分の比率に応じて分配される予定です。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあったBBT及びJ-E SOPを導入することといたしました。BBT及びJ-E SOPは、「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託(BBT)の内容(1)概要」及び「b 提出者と割当予定先との間の関係 株式給付信託(J-E SOP)の内容(1)概要」に記載しましたとおり、役職員に対して自社の株式を給付し、業績の向上、企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、BBT及びJ-E SOPでの活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なおBBT及びJ-E SOPにおいては、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社)としてBBT契約及びJ-E SOP契約を締結する予定ですので、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)を当社が割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

220,000株(BBT 100,000株及びJ-E SOP 120,000株)

e 株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、BBT契約及びJ-E SOP契約に基づき、信託期間内において執行役株式給付規程及び従業員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)との間におきまして、払込期日(平成27年5月26日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払い込みに要する資金等の状況

割当予定先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、執行役株式給付規程及び従業員株式給付規程に基づき執行役、または従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払い込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定のBBT契約書案及びJ-E SOP契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。

BBTは議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、BBT信託の受託者はかかる不行使指図に従い一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、BBT契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。信託管理人は、「信託管理人ガイドライン」に従い、委託者の判断、意思とは独立して行動する中立的な第三者を要件としており、信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。

また、J-E SOPは議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、J-E SOP信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、J-E SOP契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、現在又は過去において当社の役員の2親等内の家族ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先とみずほ信託銀行株式会社が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先とみずほ信託銀行株式会社が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、それぞれの会社のホームページ及びディスクロージャー誌等で公開されている情報について、インターネット検索サイト等により調査を行い、それらに掲載されている情報が「反社会的勢力との対決」という企業行動規範の基本方針に反しないことを確認することで、両社が特定団体でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、割当予定先について、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額は恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下、「日証協指針」という）に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（平成27年4月28日）の東京証券取引所における当社株式の終値である1,047円（円未満切捨て）としました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（平成27年4月28日）の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、算定根拠として合理的なものであると判断したためです。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前営業日から遡る直近1ヵ月間（平成27年3月29日から平成27年4月28日まで）の終値の平均値である1,035円（円未満切捨て）に対して101.16%を乗じた額であり、あるいは同直近3ヵ月間の終値平均1,035円（円未満切捨て）に対して101.16%を乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均1,023円（円未満切捨て）に対して102.35%を乗じた額となっており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、当社の監査委員会（4名、全員が社外取締役）は、上記処分価額について、その決定過程に重要な誤りや不合理な点がないことを総合的に検討し、日証協指針にも準拠していることから、特に有利なものとはいえず、合理的なものである旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、執行役株式給付規程及び従業員株式給付規程に基づく給付予定株式総数3年分に相当するものであり、平成27年3月31日現在の発行済株式総数23,000,000株に対し0.96%（小数点第3位を四捨五入、平成27年3月31日現在の総議決権数218,242個に対する割合1.01%）となりますが、受益者が当社株式の給付を受けるのは退職時あるいは執行役退任時であるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は役職員の業績及び株価に対するインセンティブを高め、当社の企業業績向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社シャルダン	東京都世田谷区桜新町1丁目 17-11	5,587,424	25.57	5,587,424	25.32
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6 番6号 日本生命証券管理部内	1,336,995	6.12	1,336,995	6.06
みずほ信託銀行株式会社退職給 付信託みずほ銀行口 再信託受 託者資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12 号 晴海アイランドトリトンスクエ ア オフィスタワーZ棟	884,000	4.05	884,000	4.01
鈴木 喬	東京都杉並区	682,600	3.12	682,600	3.09
フマキラー株式会社	東京都千代田区神田美倉町11番 地	541,000	2.48	541,000	2.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	524,124	2.40	524,124	2.37
鈴木 幹一	東京都杉並区	500,000	2.29	500,000	2.27
藤井 弘	埼玉県本庄市	441,257	2.02	441,257	2.00
有限会社鈴木幹一商店	東京都港区赤坂2丁目17-50	433,000	1.98	433,000	1.96
鈴木 貴子	東京都品川区	424,088	1.94	424,088	1.92
計		11,354,488	51.96	11,354,488	51.45

(注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の大株主の状況については、平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分による株
式数220,000株の減少を考慮したものであります。

3. 上記のほか当社所有の自己株式1,149,464株(平成27年3月31日現在)は割当後929,464株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第67期有価証券報告書および第68期第3四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しています。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第67期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成26年6月18日および平成26年8月4日に関東財務局長に提出しています。

その内容は以下のとおりです。

（平成26年6月18日提出 臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、平成26年6月17日開催の当社第67期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、鈴木喬、恩藏直人、白田佳子、鈴木幹一、有賀文宣、松田千恵子、鈴木貴子、石川久美子及び吉澤浩一を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	167,302	829	0	（注）1	可決（99.51%）
第2号議案				（注）2	
鈴木 喬	166,169	2,168	0		可決（98.71%）
恩藏 直人	166,075	2,262	0		可決（98.66%）
白田 佳子	166,183	2,154	0		可決（98.72%）
鈴木 幹一	154,284	14,053	0		可決（91.65%）
有賀 文宣	165,923	2,414	0		可決（98.57%）
松田 千恵子	166,200	2,137	0		可決（98.73%）
鈴木 貴子	166,258	2,079	0		可決（98.76%）
石川 久美子	167,703	634	0		可決（99.62%）
吉澤 浩一	167,703	634	0		可決（99.62%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案の賛否について確認できた分を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

（平成26年8月4日提出 臨時報告書）

1 [提出理由]

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定並びに平成26年6月17日開催の第67期定時株主総会決議に基づき、当社の執行役および使用人に対して、平成26年7月31日開催の取締役会において、平成26年8月1日に新株予約権の割当てを行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 銘柄 | エステー株式会社第13回新株予約権 |
| (2) 発行数 | 175個 |
| (3) 発行価格 | 無償 |
| (4) 発行価額の総額 | 185,325,000円 |
| (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数 | 当社普通株式175,000株 |

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、下記(13)に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は1,059円とする。

割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

株式分割または株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(7) 新株予約権の行使期間

平成28年8月2日から平成33年8月1日まで

(8) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの発行価格は行使価額と同額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 当該取得勧誘の相手方（以下「勧誘の相手方」という。）の人数およびその内訳

当社執行役6名、当社使用人11名 合計17名に割り当てる。

(11) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当なし。

(12) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、新株予約権の全部または一部について第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(13) 募集新株予約権を割当てる日

平成26年8月1日

第3 最近の業績の概要について

平成27年4月30日開催の取締役会において決議された第68期連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりです。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 6,765,456	3 7,628,571
受取手形及び売掛金	5,150,447	5,867,072
有価証券	-	109,250
商品及び製品	5,086,253	4,865,907
仕掛品	218,756	268,994
原材料及び貯蔵品	648,454	637,994
繰延税金資産	385,591	370,746
その他	717,419	477,924
貸倒引当金	16,343	5,004
流動資産合計	18,956,037	20,221,456
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1 2,771,859	1 2,634,600
機械装置及び運搬具（純額）	1 944,607	1 975,056
工具、器具及び備品（純額）	1 218,974	1 295,935
土地	5 3,289,075	5 3,188,910
リース資産（純額）	1 316,183	1 640,258
建設仮勘定	13,993	374,783
有形固定資産合計	7,554,693	8,109,544
無形固定資産		
その他	192,486	219,322
無形固定資産合計	192,486	219,322
投資その他の資産		
投資有価証券	2 3,758,946	2 4,226,320
長期貸付金	38,482	30,545
繰延税金資産	411,527	4,246
その他	1,458,323	973,623
投資その他の資産合計	5,667,278	5,234,735
固定資産合計	13,414,459	13,563,602
資産合計	32,370,496	33,785,059

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,050,254	1,974,041
電子記録債務	3,384,248	2,921,540
短期借入金	38,400	62,390
リース債務	75,365	138,166
未払金	2,316,046	2,384,293
未払費用	590,480	613,951
未払法人税等	195,635	314,962
未払消費税等	87,824	267,109
返品調整引当金	116,900	158,400
営業外電子記録債務	43,168	88,748
その他	67,266	84,781
流動負債合計	8,965,590	9,008,385
固定負債		
リース債務	275,363	558,540
繰延税金負債	-	34,118
再評価に係る繰延税金負債	5 321,237	5 270,632
役員退職慰労引当金	155,933	122,066
退職給付に係る負債	1,564,610	1,190,045
その他	1,229	924
固定負債合計	2,318,375	2,176,328
負債合計	11,283,965	11,184,714
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,065,500	7,065,500
資本剰余金	7,067,815	7,067,815
利益剰余金	8,837,204	9,394,153
自己株式	1,651,688	1,653,743
株主資本合計	21,318,831	21,873,725
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	145,181	743,331
土地再評価差額金	5 524,169	5 545,659
為替換算調整勘定	335,387	201,878
退職給付に係る調整累計額	149,183	21,168
その他の包括利益累計額合計	863,559	16,961
新株予約権	95,085	80,705
少数株主持分	536,174	628,951
純資産合計	21,086,530	22,600,344
負債純資産合計	32,370,496	33,785,059

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	46,992,900	48,263,465
売上原価	1, 3 26,969,636	1, 3 28,193,763
売上総利益	20,023,264	20,069,701
返品調整引当金戻入差額	10,700	41,500
差引売上総利益	20,012,564	20,028,201
販売費及び一般管理費	2, 3 17,881,414	2, 3 18,215,503
営業利益	2,131,149	1,812,698
営業外収益		
受取利息	10,092	10,491
受取配当金	38,667	68,539
仕入割引	171,649	171,471
為替差益	41,107	211,632
受取手数料	3,723	3,817
受取保険金	419	154,416
その他	102,551	152,753
営業外収益合計	368,210	773,121
営業外費用		
支払利息	1,136	1,644
売上割引	857,091	863,283
持分法による投資損失	109,961	89,534
その他	34,496	33,573
営業外費用合計	1,002,686	988,035
経常利益	1,496,673	1,597,784
特別利益		
固定資産売却益	4 536	4 3,510
投資有価証券売却益	265,053	-
新株予約権戻入益	24,990	28,940
抱合せ株式消滅差益	-	29,910
特別利益合計	290,579	62,361
特別損失		
固定資産除売却損	5 25,277	5 114,161
投資有価証券売却損	-	80
投資有価証券評価損	5,335	9,981
関係会社株式売却損	28,608	-
関係会社株式評価損	30,634	-
災害による損失	60,247	-
特別損失合計	150,104	124,222
税金等調整前当期純利益	1,637,149	1,535,923
法人税、住民税及び事業税	370,141	531,574
法人税等調整額	6,186	25,178
法人税等合計	363,955	556,753
少数株主損益調整前当期純利益	1,273,194	979,169
少数株主利益	39,321	86,964
当期純利益	1,233,872	892,205

(連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,273,194	979,169
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	398,599	598,187
土地再評価差額金	-	25,371
為替換算調整勘定	176,960	166,471
退職給付に係る調整額	-	170,351
持分法適用会社に対する持分相当額	82,917	19,256
その他の包括利益合計	304,556	979,638
包括利益	968,637	1,958,808
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	856,518	1,819,588
少数株主に係る包括利益	112,118	139,220

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,065,500	7,067,815	7,661,721	1,786,894	20,008,142
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,065,500	7,067,815	7,661,721	1,786,894	20,008,142
当期変動額					
剰余金の配当			477,804		477,804
当期純利益			1,233,872		1,233,872
自己株式の取得				2,334	2,334
連結範囲の変動			48,577		48,577
持分法の適用範囲の変動			370,838	137,539	508,377
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,175,483	135,205	1,310,688
当期末残高	7,065,500	7,067,815	8,837,204	1,651,688	21,318,831

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	647,765	524,169	460,618	-	337,022	108,518	433,777	20,213,416
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	647,765	524,169	460,618	-	337,022	108,518	433,777	20,213,416
当期変動額								
剰余金の配当								477,804
当期純利益								1,233,872
自己株式の取得								2,334
連結範囲の変動								48,577
持分法の適用範囲の変動								508,377
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	502,584	-	125,230	149,183	526,536	13,433	102,396	437,573
当期変動額合計	502,584	-	125,230	149,183	526,536	13,433	102,396	873,114
当期末残高	145,181	524,169	335,387	149,183	863,559	95,085	536,174	21,086,530

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,065,500	7,067,815	8,837,204	1,651,688	21,318,831
会計方針の変更による累積的影響額			93,552		93,552
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,065,500	7,067,815	8,930,757	1,651,688	21,412,384
当期変動額					
剰余金の配当			480,753		480,753
当期純利益			892,205		892,205
自己株式の取得				2,054	2,054
連結範囲の変動			5,082		5,082
土地再評価差額金の取崩			46,861		46,861
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	463,395	2,054	461,341
当期末残高	7,065,500	7,067,815	9,394,153	1,653,743	21,873,725

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	145,181	524,169	335,387	149,183	863,559	95,085	536,174	21,086,530
会計方針の変更による累積的影響額								93,552
会計方針の変更を反映した当期首残高	145,181	524,169	335,387	149,183	863,559	95,085	536,174	21,180,083
当期変動額								
剰余金の配当								480,753
当期純利益								892,205
自己株式の取得								2,054
連結範囲の変動								5,082
土地再評価差額金の取崩								46,861
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	598,150	21,489	133,508	170,351	880,520	14,379	92,777	958,919
当期変動額合計	598,150	21,489	133,508	170,351	880,520	14,379	92,777	1,420,260
当期末残高	743,331	545,659	201,878	21,168	16,961	80,705	628,951	22,600,344

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,637,149	1,535,923
減価償却費	894,059	844,174
新株予約権戻入益	24,990	28,940
抱合せ株式消滅差損益(は益)	-	29,910
固定資産除売却損益(は益)	24,741	110,650
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	259,718	10,061
関係会社株式売却損益(は益)	28,608	-
関係会社株式評価損	30,634	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,066	11,395
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,269,653	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,564,610	232,486
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	18,100	33,866
返品調整引当金の増減額(は減少)	10,700	41,500
受取利息及び受取配当金	48,760	79,030
受取保険金	419	154,416
支払利息	1,136	1,644
為替差損益(は益)	58,315	235,103
災害損失	60,247	-
持分法による投資損益(は益)	109,961	89,534
売上債権の増減額(は増加)	260,215	656,367
たな卸資産の増減額(は増加)	669,030	322,180
仕入債務の増減額(は減少)	519,218	481,292
その他	133,098	1,048,189
小計	2,442,231	2,061,047
利息及び配当金の受取額	100,972	89,054
利息の支払額	1,136	1,644
保険金の受取額	419	154,416
災害損失の支払額	900	28,000
法人税等の支払額	431,546	137,920
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,110,040	2,136,954
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	36	1,004,585
定期預金の払戻による収入	220,000	-
有形固定資産の取得による支出	903,202	839,518
有形固定資産の売却による収入	2,414	122,740
投資有価証券の取得による支出	666,800	7,779
投資有価証券の売却による収入	465,447	2,928
子会社株式の取得による支出	36,206	-
関係会社株式の売却による収入	1,508,940	-
その他	76,158	41,605
投資活動によるキャッシュ・フロー	514,398	1,767,819

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	38,400	18,350
自己株式の取得による支出	2,334	2,054
配当金の支払額	477,804	480,753
少数株主からの払込みによる収入	47,267	-
少数株主への配当金の支払額	23,219	48,025
その他	47,540	101,103
財務活動によるキャッシュ・フロー	465,231	613,587
現金及び現金同等物に係る換算差額	73,687	32,105
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,232,895	212,346
現金及び現金同等物の期首残高	4,469,120	6,727,806
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	25,790	31,471
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	37,812
現金及び現金同等物の期末残高	6,727,806	6,584,744

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

エステートレーディング(株)

エステービジネスサポート(株)

S.T.(タイランド)

ファミリーグローブ(台湾)

エステーコリアコーポレーション(韓国)

シャルダン(タイランド)

なお、前連結会計年度において、非連結子会社であったシャルダン(タイランド)は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において、連結子会社であったエステーオート(株)は、平成26年12月1日付をもって当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

(株)ジャパン・コーポレーション

日本かおり研究所(株)

エステーグローブ(株)

なお、前連結会計年度において、非連結子会社であった(株)ecocoは、平成26年12月1日付をもって当社を存続会社とする吸収合併により消滅し、また、シャルダン(タイランド)の新規連結により、非連結子会社の数は、2社減少しております。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

主要な会社名

シャルダン(フィリピン)

愛敬S.T.(韓国)

NSファーファ・ジャパン(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の(株)ジャパン・コーポレーション、日本かおり研究所(株)及びエステーグローブ(株)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちS.T.(タイランド)、ファミリーグローブ(台湾)、エステーコリアコーポレーション(韓国)及びシャルダン(タイランド)の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。但し、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券については償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は総平均法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

（但し、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として回収不能見込額を計上しております。

ロ 返品調整引当金

当社及び国内連結子会社は、決算期末日後の返品損失に備えるため、過去の返品率等を勘案した将来の返品による損失予想額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

当社は、役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしているものは振当処理を採用しており、当連結会計年度においては全て振当処理をしております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建予定取引

なお、当連結会計年度末においては、残高はありません。

ハ ヘッジ方針

主として当社は、外貨建予定取引の短期の為替変動リスクをヘッジするために為替予約を実施しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が143,927千円減少し、利益剰余金が93,552千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	14,015,829千円	13,286,233千円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	751,193千円	469,276千円

3 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
預金(注)	1,216千円	4,848千円

(注)預金は、取引の担保として供しております。

4 受取手形(輸出手形)割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
受取手形(輸出手形)割引高	89,512千円	99,729千円

5 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- 再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行い算出する方法によっております。

- 再評価を行った年月日...平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	579,136千円	584,438千円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	393,670千円	592,698千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
運送費及び保管費	1,284,478千円	1,356,542千円
拡販費	6,132,612	5,861,261
広告宣伝費	2,677,928	2,856,538
給料	1,985,694	2,066,916
退職給付費用	219,279	267,170
役員退職慰労引当金繰入額	21,900	19,600

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	563,933千円	512,713千円

- 4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
機械装置及び運搬具	536千円	- 千円
工具、器具及び備品	-	3,510
計	536	3,510

- 5 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	12,562千円	70,825千円
機械装置及び運搬具	6,178	40,089
工具、器具及び備品	2,878	462
土地	-	2,189
その他	3,659	594
計	25,277	114,161

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	23,000	-	-	23,000
合計	23,000	-	-	23,000
自己株式				
普通株式（注）1、2	1,284	2	138	1,147
合計	1,284	2	138	1,147

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少138千株は、持分法適用会社の除外によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	95,085
合計		-	-	-	-	-	95,085

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年5月20日取締役会	普通株式	240,404	11	平成25年3月31日	平成25年5月31日
平成25年10月30日取締役会	普通株式	240,400	11	平成25年9月30日	平成25年12月6日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月19日取締役会	普通株式	240,378	利益剰余金	11	平成26年3月31日	平成26年6月2日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	23,000	-	-	23,000
合計	23,000	-	-	23,000
自己株式				
普通株式（注）	1,147	2	-	1,149
合計	1,147	2	-	1,149

（注） 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	80,705
	合計	-	-	-	-	-	80,705

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月19日取締役会	普通株式	240,378	11	平成26年3月31日	平成26年6月2日
平成26年10月30日取締役会	普通株式	240,375	11	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年5月18日取締役会（予定）	普通株式	240,355	利益剰余金	11	平成27年3月31日	平成27年6月1日（予定）

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	6,765,456千円	7,628,571千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	37,650	1,043,826
現金及び現金同等物	6,727,806	6,584,744

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

当社は、平成26年9月1日開催の取締役会において、平成26年12月1日を効力発生日として、当社の100%連結子会社であるエステーオート株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、吸収合併を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合企業

名称 エステー株式会社（当社）

事業の内容 防虫・衛生関連用品並びに家庭環境関連用品の製造、販売

被結合企業

名称 エステーオート株式会社

事業の内容 自動車用品等販売

(2) 企業結合日

平成26年12月1日

(3) 企業結合の法的形式

エステー株式会社を存続会社、エステーオート株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

エステー株式会社

(5) その他取引の目的を含む取引の概要

商品開発のスピードアップ、マーケティング・販売戦略の強化、当社の販売ルート・営業力を活用した売場の多面展開を推進し、カーケア用品事業の強化を図ることを目的として、本合併を行うものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

この結果、当社の個別財務諸表においては、当社がエステーオート株式会社から受け入れた資産と負債の差額の株主資本の額と、当社が保有していた子会社株式の帳簿価額との差額588,324千円を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益に計上しております。

なお、この企業結合に係る会計処理は連結財務諸表上すべて内部取引として相殺消去しており、当該会計処理が連結財務諸表に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は本社において、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、製品の種類及び販売市場等の類似性から「防虫・衛生関連事業」及び「家庭環境関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「防虫・衛生関連事業」は防虫剤、手袋、カイロを製造販売しております。「家庭環境関連事業」は消臭芳香剤、除湿剤、その他を製造販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更いたしました。

なお、当該変更による各報告セグメント利益に及ぼす影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	防虫・衛生関連事業	家庭環境関連事業	
売上高			
外部顧客への売上高	20,668,059	26,324,841	46,992,900
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	20,668,059	26,324,841	46,992,900
セグメント利益	821,848	1,309,300	2,131,149
その他の項目			
減価償却費	399,024	471,208	870,232

(注) 1. セグメント利益合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産、負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	防虫・衛生関連事業	家庭環境関連事業	
売上高			
外部顧客への売上高	21,567,819	26,695,645	48,263,465
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	21,567,819	26,695,645	48,263,465
セグメント利益	1,101,532	711,165	1,812,698
その他の項目			
減価償却費	356,148	466,745	822,894

（注）1．セグメント利益合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2．セグメント資産、負債の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	936円06銭	1,001円84銭
1株当たり当期純利益金額	56円74銭	40円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	56円73銭	40円82銭

（注）1．1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	1,233,872	892,205
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,233,872	892,205
期中平均株式数（千株）	21,747	21,851
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（千株）	2	5
（うち新株予約権）	(2)	(5)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数515個）。 普通株式515千株。	新株予約権1種類（新株予約権の数535個）。 普通株式535千株。

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	21,086,530	22,600,344
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	631,259	709,657
（うち新株予約権）	(95,085)	(80,705)
（うち少数株主持分）	(536,174)	(628,951)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	20,455,271	21,890,687
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	21,852	21,850

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第67期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第68期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月17日

エステー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 彰	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植村 文雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 武男	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエステー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エステー株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エステー株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エステー株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月17日

エステー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 彰 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植村 文雄 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエステー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エステー株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月13日

エステー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 彰 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエステー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エステー株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。